

令和3年度平川市事業継続応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を捉えた、with コロナ・アフターコロナの取組を推進するため、売上回復・販路開拓・新商品の開発等の取組及び事業継続のために必要な設備等の導入などを行う市内事業者に対して、予算の範囲内において、平川市事業継続応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における事業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を指す。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を置く事業者であること。
- (2) 現に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の事業所において令和2年の売り上げが令和元年比で次のとおり減少していること。ただし、令和3年4月1日時点で創業2年未満の場合は、申請月直近のひと月の収入が、事業開始月から申請月直近の月の前月までの平均収入から2割以上減少していること。

種類	減収の条件
個人事業主及び法人（従業員数10人未満）	600千円以上
法人（従業員数10人以上）	3,000千円以上

- (4) 2020年の確定申告を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としなない。

- (1) 減収理由が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと認められない場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める営業を行う者
- (3) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (5) 公序良俗に反する事業を営む者
- (6) 住民税等の滞納がある者
- (7) 令和2年度平川市内事業者事業継続応援事業補助金の交付を受けたことがある者。
ただし、新型コロナウイルス感染防止対策の認証を受ける場合はこの限りではない。
- (8) 当要綱による補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、当要綱の施行から令和4年3月31日までに市内事業所において実施・完了する事業で、以下の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国及び県等の補助金等の交付を受けたもの又は受ける予定のある事業は除くこととし、事業の適否について、市長は平川市商工会の意見を聴取するものとする。

- (1) 売上回復・販路開拓のための新たな取り組み
- (2) 新商品・新規サービスの開発
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策の認証に係るもので別表1に定めるもの
- (4) 設備の更新または新型コロナウイルス感染防止対策に係るもの(前号に掲げるものを除く)

(補助対象経費)

第5 この補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、第4に規定する期間内に納品及び支払いが完了するもので、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象としない。
 - (1) 通常発生する経費(光熱水費、使用料、保守料等)への補填であるもの
 - (2) 消耗品の購入費
 - (3) 汎用品の購入費(パソコンなど)
 - (4) 消費税
 - (5) 自社内部の取引によるもの
 - (6) 補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
 - (7) 本補助金の趣旨に反するもの、又は、社会通念上不適切と認められる経費

(補助金額等)

第6 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた金額以内とし、補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 個人事業主及び法人(従業員数10人未満) 300千円
- (2) 法人(従業員数10人以上) 500千円

- 2 前項の規定にかかわらず、第4(4)に定める補助対象事業にあつては、補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた金額以内とし、補助限度額は前項と同じとする。
- 3 前2項において算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 法人における従業員数は、直近の法人市民税申告書に記載された数とする。

(申請書等)

第7 交付申請は、次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 法人の場合は、直近の法人市民税申告書の写し。ただし、創業1年未満である場合は、法人設立届出書の写し

(5) 個人事業主の場合は、2020年分の確定申告書の写し。ただし、創業1年未満である場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、又は事業開始を証明できるものの写し

(6) 補助対象経費の積算根拠がわかる見積書等の写し

(7) 要綱第3第1項に定める売上額の減少が確認できる帳簿等の写し

(8) 市外の事業者である場合は、納税証明書

(9) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項に定める書類の提出期限は、令和4年2月28日とする。

(補助金の交付条件)

第8 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は事業内容の変更をする場合においては、事業内容変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業実施に係る経費のうち、補助対象経費を除くすべての経費は補助対象者が負担するものとする。

(4) 補助事業によって取得し、または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了後30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い期日までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 実績報告書(様式第4号)

(2) 事業実績書(様式第5号)

(3) 収支精算書(様式第6号)

(4) 補助対象経費の支払に係る請求書及び領収書の写し

(5) 補助対象事業の実施状況を示す写真等

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 補助金請求書(様式第7号)

(2) 預金通帳の写し

(補助金の交付)

第11 補助金は、実績報告書及び補助金請求書の提出後に交付する。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第12 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

別表 1（要綱第 4 関係）

新型コロナウイルス感染防止対策の認証に係るもの
換気設備（空気清浄機は含まない）、アクリル板等の飛沫防止パーテーション、非接触型の検温機器、サーキュレーター、二酸化炭素測定器、ディスペンサー。

別表 2（要綱第 5 関係）

経費区分	内容
1 広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
2 印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
3 報償費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
4 委託費	デザイン、Web ページ作成、清掃費等外部に委託する経費
5 備品購入費	取組を行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
6 工事請負費	取組を行うために必要な店舗・施設の改装・改修工事（建物及び設備の修繕は除く）に要する経費
7 別表 1 に係る経費	別表 1 に記載する設備・備品等に要する経費
8 その他	上記以外で市長が特に必要と認める経費